

藤沢市立白浜養護学校 PTA 規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、白浜養護学校 PTA と称し（以下、本会と称する）、事務局を藤沢市立白浜養護学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、次の事項を目的とする。

1. 藤沢市立白浜養護学校（以下、本校と称する）の保護者と教職員が、協力して子どもたちの幸福な成長を図る
2. 特別支援教育についての理解を深め、これを推進する
3. 特別支援教育について啓発につとめる

(方針)

第3条 本会は目的達成のため、次の方針にしたがって活動する。

1. ひろく教育・福祉・文化のために活動する団体や機関と協力しあう
2. 他のいかなる団体からも、支配・統制・干渉を受けない

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 本校に在籍する児童・生徒の保護者
2. 本校に勤務する教職員
3. その他、運営委員会が入会を認めた者

(会費)

第5条 本会の会員は会費を納めるものとする。

(権利及び義務)

第6条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第2章 会 計

(経費)

第7条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金・事業収入・その他の収入をもつてこれに充てる。

(予算)

第8条 本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて実施される。

(決算)

第9条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、その総会における承認を受けなければならない。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 本会の会計に係る詳細は別に定める。

第3章 本 部 代 表 委 員 ・ 会 計 監 査

(本部代表委員)

第12条 本会は本部代表制とし、本部代表委員を置く。
本部代表委員は、保護者及び教頭で構成する。

(本部代表委員の任務)

第13条 本部代表委員の任務は次のとおりとする。

1. 本会を代表し、会務を行う
2. 年間事業計画及び予算を作成し、総会に提案する

3. 総会及び運営委員会等を開催するとともに、議事を記録・保管し、会員に通知する
4. 会費などの収入及び予算の執行・記録を掌る。また、決算を報告する

(会計監査)

第 14 条 本会に会計監査を置く。

会計監査は、保護者及び教職員から各 1 名で構成する。

(会計監査の任務)

第 15 条 会計監査は本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期)

第 16 条 本部代表委員及び会計監査の任期は 1 年とし、再選を妨げない。

(欠員)

第 17 条 会計監査に欠員が生じた場合はこれを補充する。本部代表委員に欠員が生じた場合はこれを補充することができる。いずれも運営委員会の承認を得る。任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 機 関

(機関)

第 18 条 本会には次の機関を置く。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 委員会

(総会)

第 19 条 1. 定期総会は、年 1 回、年度の始めに開催する
2. 本部代表委員が認めたとき、また会員の 3 分の 1 以上の要求があったとき、臨時総会を開くことができる

(議題)

第 20 条 定期総会の主な議題は、次のとおりとする。

1. 前年度事業報告及び決算報告
2. 年度事業計画及び年度予算の審議ならびに承認
3. その他の重要事項

第 21 条 総会の議題は原則として、総会当日から 10 日前までに全会員に知らせる。

(総会の成立と議決)

第 22 条 総会の定足数は委任状を含め会員の過半数とする。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(運営委員会)

第 23 条 運営委員会は、本部代表委員と別に定める委員会の正副委員長、学校長、及び教職員 1 名をもって構成する。

第 24 条 運営委員会は必要に応じ開催し次の事を行う。

1. 本会の企画運営にあたり、各委員会間の連絡・調整を図る
2. 各種事業の遂行を促進し調整する
3. 総会に関する事項を審議・検討する
4. その他必要な事項を処理する

第 25 条 運営委員会は、2 分の 1 以上の出席を要し、議決には出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(委員会)

第 26 条 本会は円滑な運営のため、常任委員会を置く。また、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

第 27 条 委員会に係る詳細は別に定める。

第5章 細 則

(細則)

第 28 条 本会の運営について必要な事項は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の決議を経て定めることができる。

(細則の制定及び改正)

第 29 条 運営委員会は細則を制定または改正した場合、会員に報告しなければならない。

第6章 規 約 改 正

(規約の改正)

第 30 条 この規約は総会において、出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。

付 則

(施行期日)

この規約は平成9年4月1日より実施する。

平成13年3月12日一部改正

平成13年5月24日一部改正

平成17年3月2日一部改正

平成17年5月26日一部改正

平成26年11月5日一部改正、平成27年4月1日より施行

細 則

細則 1 会計（第 11 条関係）

（会計）

会費は 1 世帯につき月額 3 0 0 円とする。

（慶弔）

次の場合、会費より慶弔費を拠出する。

1. 教職員会員が退職または異動した場合
2. 会員が逝去した場合
3. この細則以外の特別な場合は、運営委員会で協議し決定する

（しあわせ基金）

本会の特別会計として、バザー収益金等の積み立てによる、しあわせ基金を置く。この基金は次の事項に運用する。この基金の運用は、運営委員会の承認を得なければならない。

1. 本校児童・生徒の卒業後の進路支援活動に関わるもの
2. 本校児童・生徒が豊かな学校生活を送るための支援資金
3. 本校卒業生の同窓会援助費
4. その他、運営委員会が必要と認めた事項

（しあわせ基金の改廃）

しあわせ基金の改廃は、P T A 総会の承認を必要とする。

細則 2 委員会（第 27 条関係）

（常任委員会）

本会に、次の常任委員会を置く。

1. 学級委員会
2. 企画委員会
3. 広報委員会

各常任委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名、教職員 3 名を選出する。
保護者会員は全員いずれかの委員会に所属する。

（特別委員会）

1. 2025 年度 4 月より選出管理委員会は本部役員に配属となるため、規約から削除となります。
2. その他特別委員会の設置は、運営委員会の承認を得なければならない

細則 3 改正

この細則の改正は、運営委員会の 3 分の 2 以上の同意により成立する。

付則

この細則は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

令和 6 年 6 月 19 日一部改正、令和 7 年 4 月 1 日より施行

(添付資料)

—白浜養護学校 P T A 活動について—

子ども達のより良い成長・発達には保護者と教職員の連携によって支えられ、良い環境、恵まれた教育の場で伸ばされています。また、子どもたちの社会性を育てるためには、地域との交流・ふれあいが大切です。P T A は、これらのことを踏まえ、教育の振興に努め、会員相互の親睦と向上を図ることを目的としています。保護者の会員全員は次の常任委員会のどれかに所属し活動します。

〈学級委員会〉

会員相互の交流と親睦を図ります。

会員の声をまとめて P T A 活動に反映していくパイプ的な役割を担っています。

〈企画委員会〉

会員相互の親睦を深めることや、子ども達に楽しんでもらうことを目的とした企画を立案し主催します。

〈広報委員会〉

校外誌「しらはま」を発行し（不定期）、市内の小・中学校、神奈川県内の特別支援学校、市内の障がい福祉事業所に配布します。

また、校内誌「あおぞら」を発行します。

運営委員会

P T A 活動が円滑に行われるための中心となるもので、必要に応じ開かれます。本部・各正副委員長・校長・教頭・代表 T 1 名で構成されます。「運営委員会だより」を発行します。

会計監査委員

P 1 名、T 1 名で必要時に経理を監査し、5 月総会において監査結果を報告します。

選出管理委員会

次年度の P T A 本部及び会計監査の候補者を選出します。

校外活動について

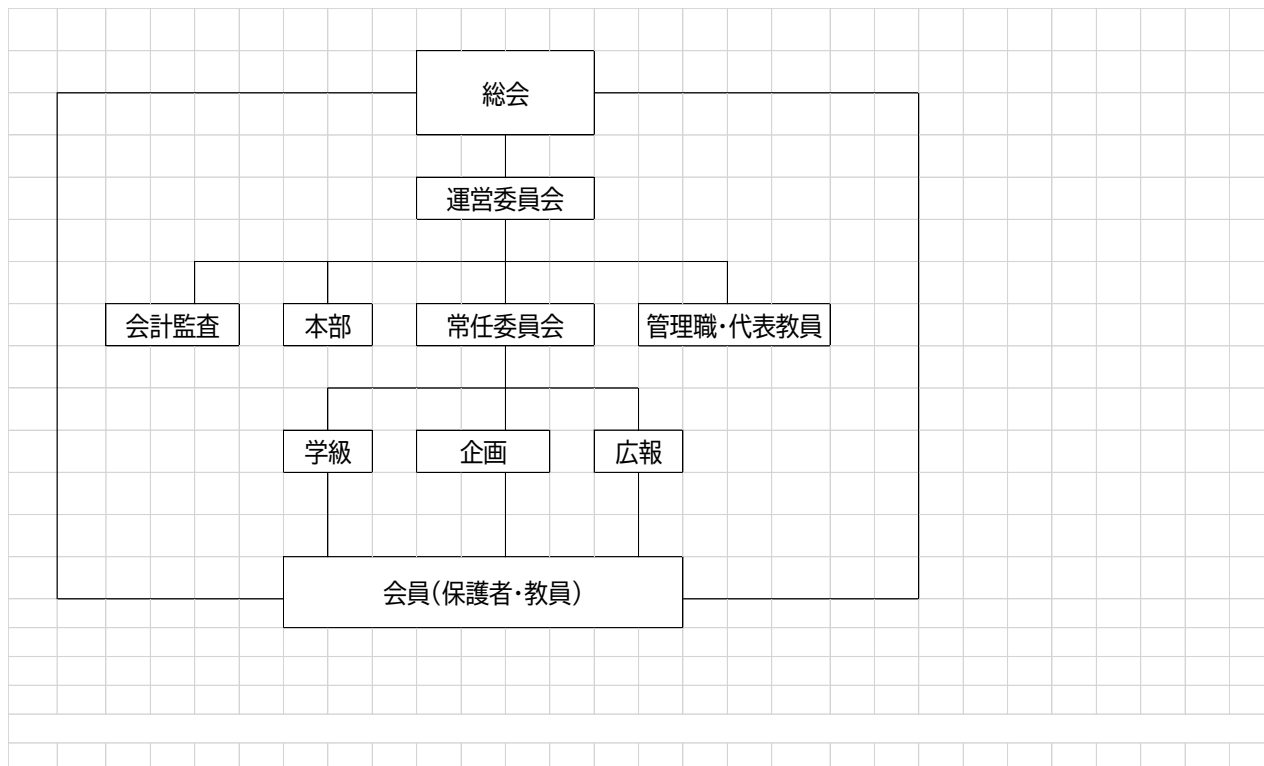
〈神奈川県特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会〉（県知 P 連）

- ・ 理事会—P T A 本部代表 1 名が理事として出席
（年 9 回程度、次年度総会までが任期）
ただし、やむを得ない場合は、代理をお願いすることができる。
- ・ 総会一年 1 回（6 月）
- ・ 研修会一年 1 , 2 回講演会等あり

（注）

“白浜養護学校 P T A 活動について”の内容変更に関しては、運営委員会で討議し承認を受けることとする。

白浜養護学校 PTA 組織図



〈しあわせ基金〉趣旨書

養護学校義務化を境に、重い障害児にも学校教育の場が保証されるようになり、学校設備・教育内容も一段と充実してまいりました。子どもたちが学校の中で幸せであればあるほど、卒業後の進路や将来の不安が大きくなります。ここ数年で親の会の活動により福祉施設は増えたものの、今後毎年学校を卒業していく子どもたち全員が入れるという保証はありません。知的障害の特性が、他の障害と比べて理解の得られにくいことから、地域の中で社会参加の場が広がりにくい実情もあります。

教育・福祉行政の充実や地域の理解の交流の広がりを心から願いますが、他人任せでただ手をこまねいてばかりいられません。本校 PTA としても、数年間進路問題に関しての話し合いを重ね、親としてやれる時にやれる事をと 55 年総会で、バザーの収益金を少しでも多く将来のために役立てる基金にしていく決意をしました。子ども達の社会参加の場づくりという目的で 56 年度以降も、地域の方々のご理解とご協力を賜りながら、意欲的にバザーに取り組み頑張ってまいりました。また、より豊かな経験を積み重ねていくことで、将来に渡りその人らしく生き生きと生活を送っていただけるようにとの願いもあります。

僅かながらも積み立てたこの基金を〈しあわせ基金〉と名付け、今後とも上記の趣旨を充分理解し、PTA の事業として引き継いでくださるようお願いする次第です。

白浜のすべての子どもたちが、生涯を通じて、より人間らしく、幸せに生きていけるようご協力をお願い申し上げます。

なお、基金の運用については、〈しあわせ基金〉の趣旨を明確にするために、社会参加の場づくりの援助資金として、市内にこれからできる作業所等の福祉施設にその年の積み立て金に応じた寄付をしていき、同時に本校児童・生徒が豊かな学校生活を送るために、より学校教育を充実できるよう支援し、あわせて在校生と会員の親睦のために運用していきたいと思っています。今後の積み立て方法や目標額、上記以外の運用については、PTA 総意に委ねます。

設立より 40 余年が経ち、時代の流れとともに、子どもをとりまく福祉環境は変化し、この基金を運用する事柄にも変化が生じてきました。

諸先輩方の意思を継ぎつつも、この基金をより柔軟に運用することとし、在校生への支援と同時に、白浜卒業後の同窓会援助費としての運用も明記したいと思います。

(昭和 58 年 3 月 10 日文書作成・確認)

(平成 7 年 3 月 13 日文書一部改正)

(平成 12 年 3 月 7 日文書一部改正)

(平成 27 年 4 月 1 日文書一部改正)

(令和 7 年 4 月 1 日文書→一部改正)